

2025 年 3 月 28 日

受益者の皆さまへ

J P 投信株式会社

「投資信託及び投資法人に関する法律」の一部改正に伴う 投資信託約款変更についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、2025 年 4 月 1 日に施行される「投資信託及び投資法人に関する法律」の一部改正に伴い、弊社が設定・運用を行っております、下記 7 ファンドにつきまして、投資信託約款の変更を行いますのでお知らせ致します。

なお、本件の変更に伴った弊社運用ファンドの運用方針、および運用プロセスに関する実質的な変更はございません。

本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

今後とも、当ファンドをご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる投資信託の名称

追加型証券投資信託 J P 4 資産バランスファンド（愛称：ゆうバランス）安定コース
追加型証券投資信託 J P 4 資産バランスファンド（愛称：ゆうバランス）安定成長コース
追加型証券投資信託 J P 4 資産バランスファンド（愛称：ゆうバランス）成長コース
追加型証券投資信託 J P 4 資産均等バランス
追加型証券投資信託 J P 日米バランスファンド
追加型証券投資信託 J P 4 資産バランスファンド（DC）
追加型証券投資信託 J P 日米バランスファンド（DC）

2. 変更内容（全ファンド共通）

変更後	現行
（<u>運用状況に係る情報の提供</u>） 第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める<u>事項に係る情報</u>を電磁的方法により受益者に提供することができます。<u>（削除）</u> ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供</u>の請求があった場合には、<u>当該方法により行うものとします。</u>	（<u>運用報告書に記載すべき事項の提供</u>） 第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u>を電磁的方法により受益者に提供することができます。 <u>この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u> ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付</u>の請求があった場合には、<u>これを交付するものとします。</u>

3. 約款変更適用日

2025 年 4 月 1 日

以上

JP 投信

商号：J P 投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2879 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会